農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人が各々１通を所持し、その写し１通を和歌山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸人  （以下「甲」という。） | 住所 |  |
| 氏名 | ㊞ |
| 借人  （以下「乙」という。） | 住所 |  |
| 氏名 | ㊞ |

１．使用貸借の目的物

　甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地、

その他の物件を貸し付ける。

２．使用貸借の期間

使用貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　年間とする。

３．修繕及び改良

（１）目的物の修繕および改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には同法

　　　の定めるところによる。

（２）目的物の修繕は　　が行う。

（３）目的物の改良は　　が行う。

（４）乙が甲の負担に属する必要費を支出したときは、費用償還請求をすること

　　　ができる。

４．経常経費

（１）目的物に対する租税は　　が負担する。

（２）灌漑排水、土地改良等に必要な経費は、原則として　　が負担する。

（３）農業災害補償法に基づく共済掛金は、　　が負担する。

（４）その他目的の通常の維持保存に要する経常費は　　が負担する。

５．目的物の返還

乙は、使用貸借契約に定めた終期において目的物を原状に復して返還する。

ただし、収穫期を経過しない毛上の作物があるときは、その収穫期の経過後とする。

また、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損害が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

６．契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項を、この契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

７．その他

この契約に定めのない事項については、甲、乙、が協議して決める。

別表１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物　　　　件　　　　の　　　　表　　　　示 | | | | | 備　　考 |
| 大　　字 | 字 | 地　　番 | 地目（種類） | 面積（数量） |
|  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  |  | ㎡ |  |

（注）４．経常経費の負担区分については、双方が協議して　　内に甲、乙のどちらかの文字を記入して契約書を作成すること。